

香川県市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例

平成16年6月23日

条 例 第 7 号

改正 平成17年8月25日 条例第13号
平成18年8月4日 条例第9号
平成26年3月31日 条例第2号
令和7年2月21日 条例第3号
令和7年2月21日 条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

第4条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消

防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第4条の2 非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げるものは、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者

(2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が、特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第7条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したときに支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(支給手続)

第8条 退職報償金の支給について必要な事項は、別に定める。

(委任規定)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成16年7月1日以後において退職した非常勤消防団員について適用する。
- 2 平成16年6月30日までに退職した非常勤消防団員のうち、香川県消防補償等組合退職報償金支給条例の適用を受ける者で、退職報償金の支給を受けていない者については、香川県消防補償等組合退職報償金支給条例の規定に基づき、香川県市町総合事務組合において支給する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の香川県市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）第1条の規定は、消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）の施行の日から適用する。
- 3 新条例別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 4 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の香川県市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

附 則（平成26年3月31日 条例第2号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 2 月 21 日 条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 2 月 21 日 条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（香川縣市町総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 略

（香川縣市町総合事務組合退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 略

（香川縣市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第 3 条の規定による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例第 6 条第 1 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

別表 退職報償金支給額表(第2条関係)

(単位：千円)

階 級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団 長	2 3 9	3 4 4	4 5 9	5 9 4	7 7 9	9 7 9	1, 0 7 9
副 団 長	2 2 9	3 2 9	4 2 9	5 3 4	7 0 9	9 0 9	1, 0 0 9
分 団 長	2 1 9	3 1 8	4 1 3	5 1 3	6 5 9	8 4 9	9 4 9
副分団長	2 1 4	3 0 3	3 8 8	4 7 8	6 2 4	8 0 9	9 0 9
部長及び班長	2 0 4	2 8 3	3 5 8	4 3 8	5 6 4	7 3 4	8 3 4
団 員	2 0 0	2 6 4	3 3 4	4 0 9	5 1 9	6 8 9	7 8 9